

**障害福祉サービス事業所（訪問系サービス）に係る説明会（集団指導）  
視聴確認票確認問題の回答**

- 22確認問題 1
- 災害時情報共有システムとは、災害時に事業所の被災状況を県との間のみで共有するためのシステムである。  
→ 災害時情報共有システムは、被災状況を事業所と市町村、県、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。  
（説明箇所：（5）災害時情報共有システムの運用について）
  - 不正請求により、事業所の指定を取り消されることがある。  
→ 故意性や組織性など総合的に判断し、悪質性が高いと判断される場合は指定取消になります。  
（説明箇所：（3）処分手例について）  
〈障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条〉
  - 事業所内や、事業所の職員による虐待を発見した場合は市町村への通報を迅速かつ適切に行うよう努めなければならない。  
→ 市町村への通報は努力義務ではありません。通報する義務があります。  
（説明箇所：（4）虐待防止について）  
〈障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条〉
  - 虐待防止の取組において身体拘束等の適正化を取り扱っていても、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとは扱われない。  
→ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化を取り扱う場合も身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱われます。  
（説明箇所：（1）障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について）  
〈基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第35条の2、解釈通知（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の3（26）他〉
- 23確認問題 2 個別支援計画の作成におけるアセスメントについての記述
- サービス提供責任者が行う
  - 記録をとる
  - 計画作成後に行う  
→ アセスメントは計画原案の作成前に行う必要があります。  
（説明箇所：（2）実地指導を通じての留意点について）  
〈基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第26条、解釈通知（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の3（16）他〉
  - 利用者に対して行う
- 24確認問題 3 育児・介護休業法による育児及び介護の短時間勤務制度等を利用する職員を常勤と扱う場合の1週間の勤務時間についての記述
- 20
  - 25
  - 30  
→ 週30時間以上の勤務があれば常勤として取り扱うことができます。  
（説明箇所：（1）障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について）  
〈基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第2条、解釈通知（平成18年12月6日障発第1206001号）第二の2〉
  - 35

- 計画の策定
- 委員会の開催
- 指針の整備
- 従業員への研修

→ 身体拘束の適正化については、令和3年度の報酬改定において「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」が必要な措置として追加されました。

令和4年4月から運営基準において上記3つの措置が義務化されるため、身体拘束を行っているか否かに関わらず、取り組む必要があります。

(説明箇所：(1)障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について)  
〈基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第35条の2、附則(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)第5条〉

また、経過措置により令和5年4月からの適用となりますが、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなりません。記録が行われていない場合減算対象となります。

加えて、身体拘束事例の有無に関わらず、「委員会」「指針」「研修」が適切に行われていないと、減算対象となるため注意が必要です。

(説明箇所：(1)障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について)  
〈報酬告示(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)別表第1の1の注16他〉